

平成20年5月から、原則として社会保険事務所
の窓口で国民年金保険料の現金領収を廃止
するようになりました

今後の国民年金保険料の納付につきましては、次の方法により納付していただきますよう、ご理解とご協力をお願いします。

①国民年金保険料納付書による納付

●全国の銀行、信用金庫、信用組合、労働金庫、農協、漁協などの金融機関

●郵便局

●コンビニエンスストア（納付書裏面に記載）

②口座振替による納付

●全国の銀行、信用金庫、信用組合、労働金庫、農協、漁協などの金融機関

●郵便局

●社会保険事務所

③クレジットカードによる納付

●申し込み手続を行う窓口
●社会保険事務所

*ご利用につきましては、社会保険事務所にお尋ねください。

④電子納付(Pay-easy)

が利用できます
国民年金保険料の納付書は、Pay-easy(ペイジー)対応のATM、インターネットバンキングなどを利用して納付することが出来ます。ご利用いただけるかどうかは、納付の際にご利用の金融機関にお問い合わせください。

国民年金には独自給付があります

寡婦年金

第1号被保険者として保険料を納めた期間(免除期間を含む)が25年以上ある夫が、年金を受け取ることなく死亡したとき、10年以上婚姻関係のあった妻に60歳から65歳まで支給されます。

◆寡婦年金額

夫が受けることができる老齢基礎年金の4分の3

※ただし、死亡した夫が障害基礎年金を受ける権利を持っていたり、妻が繰り上げの老齢基礎年金を受けてい

た場合は支給されません。

死亡一時金

第1号被保険者として保険料を3年以上(一部納付をした期間の月数は、一部納付の割合によって計算)納めた人が、年金を受けずに亡くなった時に支給されます。

保険料を納めた月数に応じて一時金の額が決まっています。

◆死亡一時金額

12万円～32万円

※付加保険料を納めた期間が3年以上ある場合は、8千500円が加算されます。

※ただし、その人の死亡により遺族が遺族基礎年金の支給を受けられる時は支給されません。

短期残留外国人の脱退一時金

日本に住む外国人も、20歳以上60歳未満の方は国民年金に加入することになりますが、国民年金の保険料納付期間が6カ月以上あり、老齢基礎年金の受給資格のない短期在留の外国人には、被保険者資格を喪失して日本国内に住所を有しなくなった日から2年以内に請求を行えば脱退一時金が支給されます。

保険料を納めた月数に応じて一時金の額が決まっています。

◆短期在留外国人の脱退一時金額

4万3,230円～

25万9,380円

付加年金

定額の保険料に、月額400円を上乗せして納めると、将来受け取る老齢基礎年金に付加年金が加算されます。

◆付加年金額

200円×付加保険料納付月数

※ただし、保険料の免除を受けられている方、国民年金基金に加入している方は付加保険料を納めることはできません。

○お問い合わせ

大方総合支所

住民課 住基戸籍係

☎ 43-2800(直通)

佐賀総合支所

総務課 住基戸籍係

☎ 55-3701(直通)

高知社会保険事務局

幡多事務所

☎ 34-11616

ご家族の介護に疲れていませんか。

一人で悩まないで、

地域包括支援センターへ、ご相談ください。

◆◆お問い合わせ◆◆

黒潮町地域包括支援センター ☎43-2240(直通)

